

災害ボランティアセンターの設置運営

資料編

内閣府防災担当

2. センターの各種業務について

(1) センターの開設

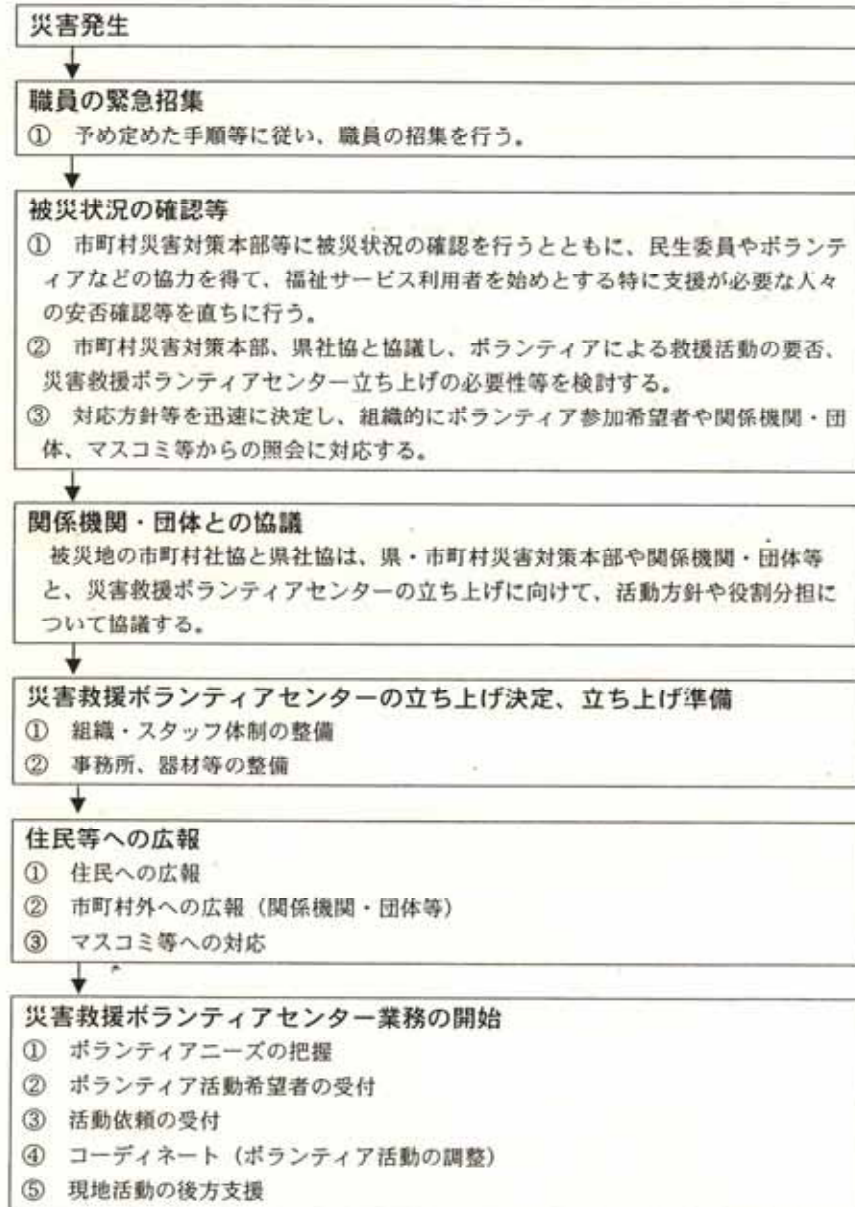
【図1】災害時のボランティアと活動のタイミング（日本赤十字社 P19）

フェイズ	一般的状況	被災地市民	赤十字防災ボランティア	外部ボランティア
フェイズ0	発災直後から組織的救護活動が実施されるまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> 自分や家族、身近な人の救護 自主防災組織、消防団など自治的な救護組織あるいは住民一般が相互に救護活動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 防災関係機関、テレビ・ラジオ、被災地に近い防災ボランティアからの情報収集 初動対応の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応の決定 医療関係等の専門ボランティア団体は、初動対応の決定
フェイズ1 (緊急対応期)	行政や公的機関による組織的救護が開始され、生命優先の緊急対応が実施される段階。救出・医療救護、衣食住の確保が最優先となる期間	<ul style="list-style-type: none"> 地域に自治的な組織ができた場合、行政や外部からのボランティアとの連携の模索 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地での情報収集 被災状況、ボランティアを必要とする被災者のニーズ、公的機関の救護状況や他団体等の生活状況など情報の収集 ボランティアセンターの設置 状況によって、現地レベルの防災ボランティアセンターや支部レベル防災ボランティアセンターの設置 緊急支援活動の実施 医療救護活動の支援、地域や避難所等への救護物資の配分、炊き出し被災病院支援など緊急的支援活動の実施 ボランティアの募集 状況により受付、募集の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門ボランティア団体の活動 医療救護など専門領域のボランティアが活動を展開 ボランティアの受け入れ ボランティアの受け入れなどコーディネート体制作り（都道府県域レベル、市町村レベル、団体レベルそれぞれで） 要介護者等の支援 被災した病院、施設などの支援
フェイズ2 (応急対応期)	緊急対応が収束してから、本格的な地元復興が開始されるまでの応急対応の期間	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを必要とする被災者のニーズの多様化 被災地域、避難所内での被災者自治組織の形成促進 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の拡大 フェイズ1からの継続の中での活動の拡大（外国人安否調査など） 他団体とのネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの集中期 特に非専門、組織化していないボランティアの集中期 活動団体間のネットワークの形成 災害ストレスへの対応
フェイズ3 (復興期)	本格的な復旧・復興対応が取られる期間	<ul style="list-style-type: none"> 復興に向けての地域ボランティア組織の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア組織の支援 活動撤退の準備 被災地域の対応状況によって、活動の撤退を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア組織の支援 活動の撤退

【図2】：災害時の対応の流れ（島根県 P7）

II 災害時の支援体制

1 災害時の対応の流れ



【図3】：拠点の立ち上げとボランティア受け入れの方針づくり（横浜 P2）

(2) コーディネートの流れ

拠点の立ち上げと ボランティア受け入れの方針づくり

A. もともとボランティア活動拠点であるところ(ボランティアセンターなど)に 拠点を作るとき…

⇒まず、センターの職員との打合せが必要。

B. 何もないところに拠点を作るとき…

ステップ 1 区災害対策本部（区役所内）へ拠点設置の報告をする。

ステップ 2 拠点としての活動方針（何ができるか、使命は？）を決める。

ステップ 3 下記について、ボランティアの受け入れ方針を決める。

- ・ 宿泊の手配をするかどうか。通いに限るか。
- ・ 電話登録（事前登録）を受け付けるか。来所に限るか。
⇒原則として、事前登録はしないほうがよい。
- ・ 活動時間帯
- ・ その他（ex. 活動交通費を支給するか、医療費等の立替はしないなど）

ステップ 4 書類づくり（ボランティア登録簿、ニーズ受付カード、注意事項等）
⇒必要な書類の見本（P.21～ P.32）

ステップ 5 コーディネーターの目印を作る。



LOOK!

ルールを決めておくことが大切

混乱の中であちこちに物資や人材の窓口があったり、さまざまな情報の連絡ルートが確立されていなかったりすると、余計に混乱が拡大してしまいます。

なるべく早くルールを決め、大きく掲示するなどの工夫により、周囲の人や関係者に浸透させる必要があります。

また、ボランティアにとって、自分の活動の場における責任者がはっきりしていることが重要です。よりよいコミュニケーションを図るためにも必要なことです。

左：【図4】 西湘地区災害ボランティアセンター配置図

(西湘地区行政センター・小田原災害ボランティアネットワーク)

右：【図5】 災害救援ボランティアセンターの設置(島根県 P19)

(合同庁舎2階平面図)



2 災害救援ボランティアセンターの設置

(1) 事務所の設置

次の基準を参考に、災害救援ボランティアセンターの拠点となる事務所をあらかじめ決めておきます。建物の倒壊等が使えない場合も想定し、複数の拠点候補を決めておく必要があります。

- ① 被災地内か被災地に近接している。
- ② 被災地へのアクセスが容易であること。
- ③ 携帯電話の通話可能区域。
- ④ 公共交通機関(駅)から近い。
- ⑤ 一定の駐車スペースがある。
- ⑥ 3週間程度以上は連続して使用できること。

(例) 保健福祉センター、文化センター、公民館等

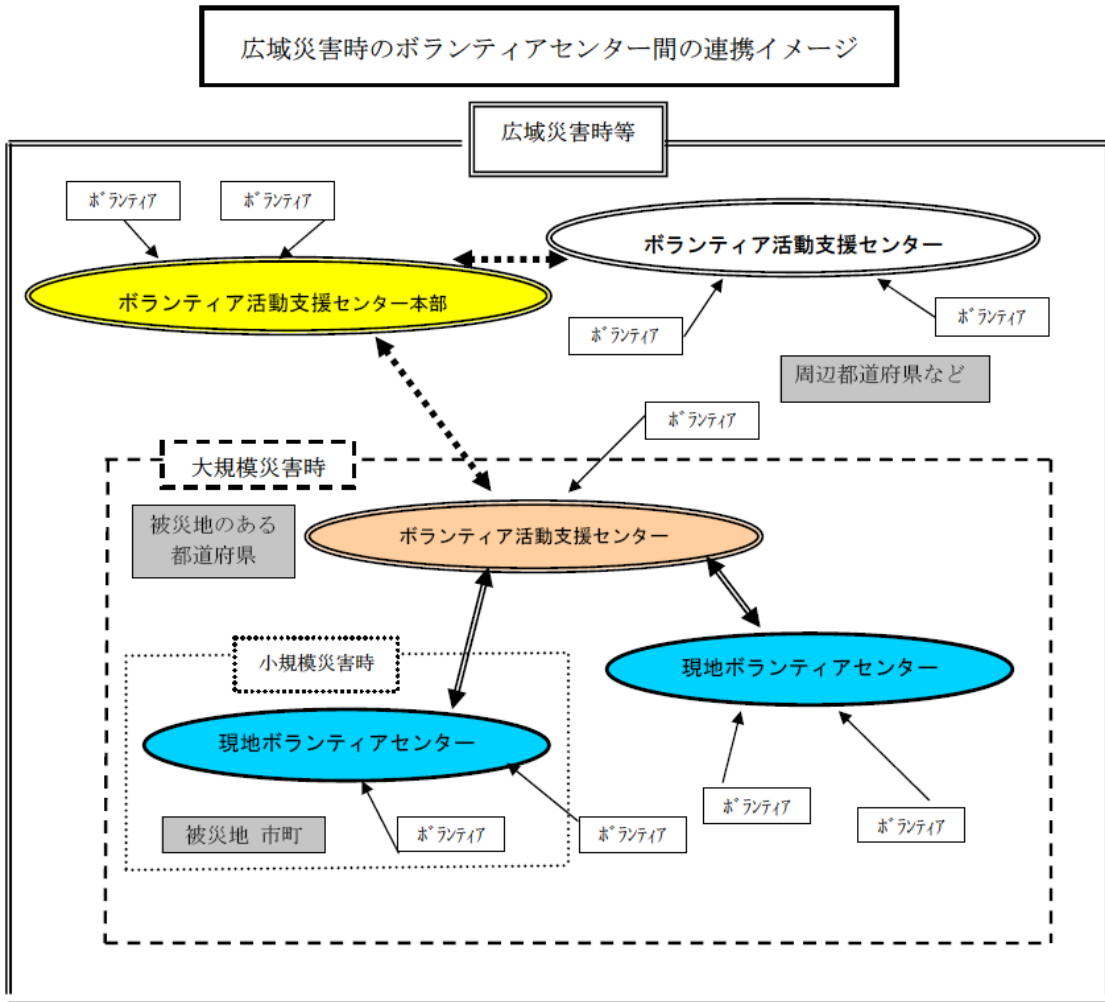
(2) 事務所レイアウト

災害救援ボランティアセンター内の事務所レイアウトの例は、次のとおりです。

(3) 活動用地図の準備

市町村災害対策本部等からの情報をもとに被害地図を作成し、災害救援ボランティアセンターの一角に掲示します。地図は、被災規模に応じた縮尺とします。地図の上に透明のビニールを貼り、そこに活動状況をフェルトペン等で記入できるようにしたり、各ボランティア(グループ)の活動状況等をピンなどで図上に示せるようにしておくとう便利です。

【図6】広域災害時のボランティアセンター間の連携イメージ（総務省 P22）



【図7】災害救援ボランティアセンターの組織体制（島根県 P16～18）

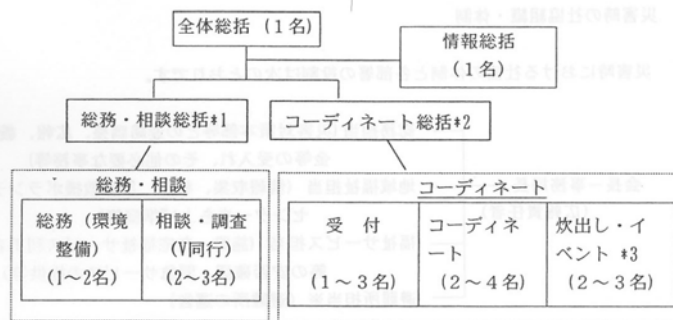
II 災害救援ボランティアセンターの組織体制等

1 組織体制

災害救援ボランティアセンターの組織体制及び各スタッフの業務内容の例は次のとおりです。

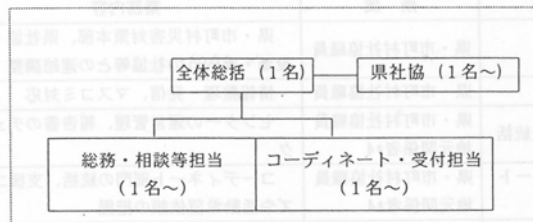
なお、各市町村社協等からの派遣により交替制で体制を組む場合（例1の場合）は、災害の状況によりますが、1人の職員が3日～1週間程度（日帰り含む。）同じ業務に関われるローテーションが組み立てられよう調整をはかる必要があります。（※少なくとも1日以上は前任者と後任者との間で引き継ぎ期間が必要です。）

（例1）他の市町村社協からの応援を想定した体制例 ※大規模災害時等



- *1 総務・相談担当の中から1名を業務の総括（責任者）とする。
- *2 コーディネート担当の中から1名を業務の総括（責任者）とする。
- *3 必要に応じて設置する。

（例2）被災地の市町村単独での対応を想定した体制例



（スタッフ業務分担の例）

担当等	所属	業務内容
全体統括	地元社協職員	市町村災害対策本部との連絡調整、地元関係機関・団体等との連絡調整
県社協等との連絡調整	県社協職員	県災害対策本部、県社協・県内外の社協等との連絡調整、マスコミ対応
総務・相談等担当	地元社協職員、地元関係者等	・情報収集・整理、広報 ・避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・募金・寄付等に関する事務 ・災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務
コーディネーター・受付担当	地元社協職員、地元関係者等	・活動希望・派遣依頼の受付 ・活動調整（マッチング、コーディネーター、オリエンテーション等） ・炊出し等、各種イベントの企画・募集 ・ボランティア活動保険、活動証明等に係る事務 ・受付・コーディネーター状況等の報告

(スタッフ業務分担の例)

担 当		所 属	業 務 内 容
統 括	全体統括	県・市町村社協職員	県・市町村災害対策本部、県社協・町役場・県内外の社協等との連絡調整
	情報統括	県・市町村社協職員	情報整理・発信、マスコミ対応
	総務・相談統括	県・市町村社協職員 地元関係者*4	センターの運営管理、報告書のチェック
	コーディネート統括	県・市町村社協職員 地元関係者*4	コーディネート部門の統括、支援ニーズや活動希望依頼の把握
総務・相談	総務	地元社協職員 県・市町村社協職員 地元関係者等*4	<ul style="list-style-type: none"> ・募金・寄付等に関する事務 ・災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務 ・センターの環境整備・買い出し等 ・センター運営の庶務 等
	相談・調査、情報収集	地元社協職員 県・市町村社協職員 地元関係者等*4	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・活動状況の全体把握、情報収集・整理 ・ボランティアとの現地同行（兼送迎）
コーディネート	受付	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受付 ・ボランティア活動保険、活動証明等に係る事務 ・受付・登録状況等の報告
	コーディネート	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	<ul style="list-style-type: none"> ・活動依頼の受付 ・活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等） ・コーディネート状況の報告
	炊出し・イベント ※必要に応じて	県・市町村社協職員 地元関係者等*4	<ul style="list-style-type: none"> ・炊出し等、各種イベントの企画・募集 ・炊出し等各種イベントの受付・コーディネート ・活動状況の報告

*4地元関係者等：ボランティア、NPO団体スタッフ等

(2) 情報収集・発信

【図8】 災害ボランティアセンターのチラシ

<p style="text-align: center;">様式-2 災害救援ボランティアセンター開設チラシ</p> <p style="text-align: center;">お電話ください!!</p> <h2 style="text-align: center;">軽米町水害ボランティアセンター 開設について</h2> <p style="text-align: center;">—このセンターは水害を乗り越える助け合いの組織です—</p> <p>①困りごとの相談を承ります ②ボランティアがお手伝いいたします ③どんな小さなことでも結構です。ご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">電話 0195(00)0000 (内線000)</p> <p style="text-align: center;">11月30日まで受け付けいたします。</p> <p>お手伝いします。何かございましたら、お気軽にご相談ください。</p> <table border="0"><tr><td>○ガレキの片付け</td><td>○倒れた家具の移動</td><td>○飲料水の運搬</td></tr><tr><td>○屋内の片付け</td><td>○荷物の出し入れなどの力仕事</td><td></td></tr><tr><td>○避難所の手伝い</td><td>○引越しの手伝いなど</td><td></td></tr></table> <p style="text-align: center;">— 軽米町水害ボランティアセンター —</p> <p style="text-align: center;">設置場所：軽米町役場1階（軽米町〇〇〇〇〇）</p>	○ガレキの片付け	○倒れた家具の移動	○飲料水の運搬	○屋内の片付け	○荷物の出し入れなどの力仕事		○避難所の手伝い	○引越しの手伝いなど		<p style="text-align: center;">様式-1 ボランティア募集チラシ</p> <h2 style="text-align: center;">軽米町水害救援ボランティア 募 集</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>先般の岩手県北部で発生した局地的な大雨によって、軽米町などで水害を受けた人々を救援するボランティアを募集しています。専門的な技術がなくても参加が出来る「お手伝い活動」です。また、調理や建築、看護、介護、相談などの専門的な技術を持った方も大歓迎です。年齢性別を問いませんので、体調を整えてご参加ください。参加の方法は、次の番号にお問い合わせください。</p></div> <p style="text-align: center;">電話 0195(〇〇〇)〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">— 軽米町水害ボランティアセンター —</p> <p style="text-align: center;">設置場所：軽米町役場1階（軽米町〇〇〇〇〇）</p> <p>※ なお、交通費や宿泊場所の提供はありません。</p>
○ガレキの片付け	○倒れた家具の移動	○飲料水の運搬								
○屋内の片付け	○荷物の出し入れなどの力仕事									
○避難所の手伝い	○引越しの手伝いなど									

【図9】 災害ボランティア支援本部等の資機材（大和市）

生涯学習センター（災害ボランティア支援本部）

資機材の名称等	数	適用	資機材の名称等	数	適用
活動場所	3	本館、北館、ホール（601名）	拡声器	2	事務室
電話機	1	事務室	軍手	なし	
ファックス	1	事務室	非常食	なし	
コピー機	1	事務室	紙皿、紙コップ	なし	
印刷機	1	事務室	救急箱	1	事務室
工具類	1	事務室	宿泊用具	なし	
長机/イス	223/669	本館、北館合わせた数	自転車・バイク	自転車1	
明細地図	1	事務室	ポリタンク	なし	
道路地図	1	事務室	カメラ	1	事務室
パソコン	4	事務室	電池	あり	事務室
テレビ	2	事務室	ブルーシート	1	事務室
ラジオ	2	事務室	無線機	1	防災無線機「やまと268」
ヘルメット	なし				
手洗い用消毒液	なし	せっけんは倉庫にある			
延長電源コード	1	事務室			
地域防災計画	1	事務室			

(3) ボランティアコーディネート

ボランティアの受け入れ

【図10】 問い合わせ対応（石川県 P28、29）

●県内での活動状況を簡単に伝える。

活動している場合

活動内容：大枠を簡潔に（重労働、軽作業、特殊作業など）

活動場所：場所の地図を用意しておき手渡す。

受入先名：上記の地図に訪ね先を明確に書いておく。

連絡先：特に必要のない場合は、出来るだけ伝えない。（混乱のもと）

必要備品：個人備品の準備を促す。持っていない時は買い揃えてもらう。

服装内容：不完全な場合は、買い揃えるなりの準備を促す。

宿泊有無：基本的には、ボランティア自身で準備することを促す。日帰り歓迎。

その他の必要事項：ボランティア保険の加入を促す。

活動していない場合

他の受入れ先の連絡先などを伝える。

ニーズの収集

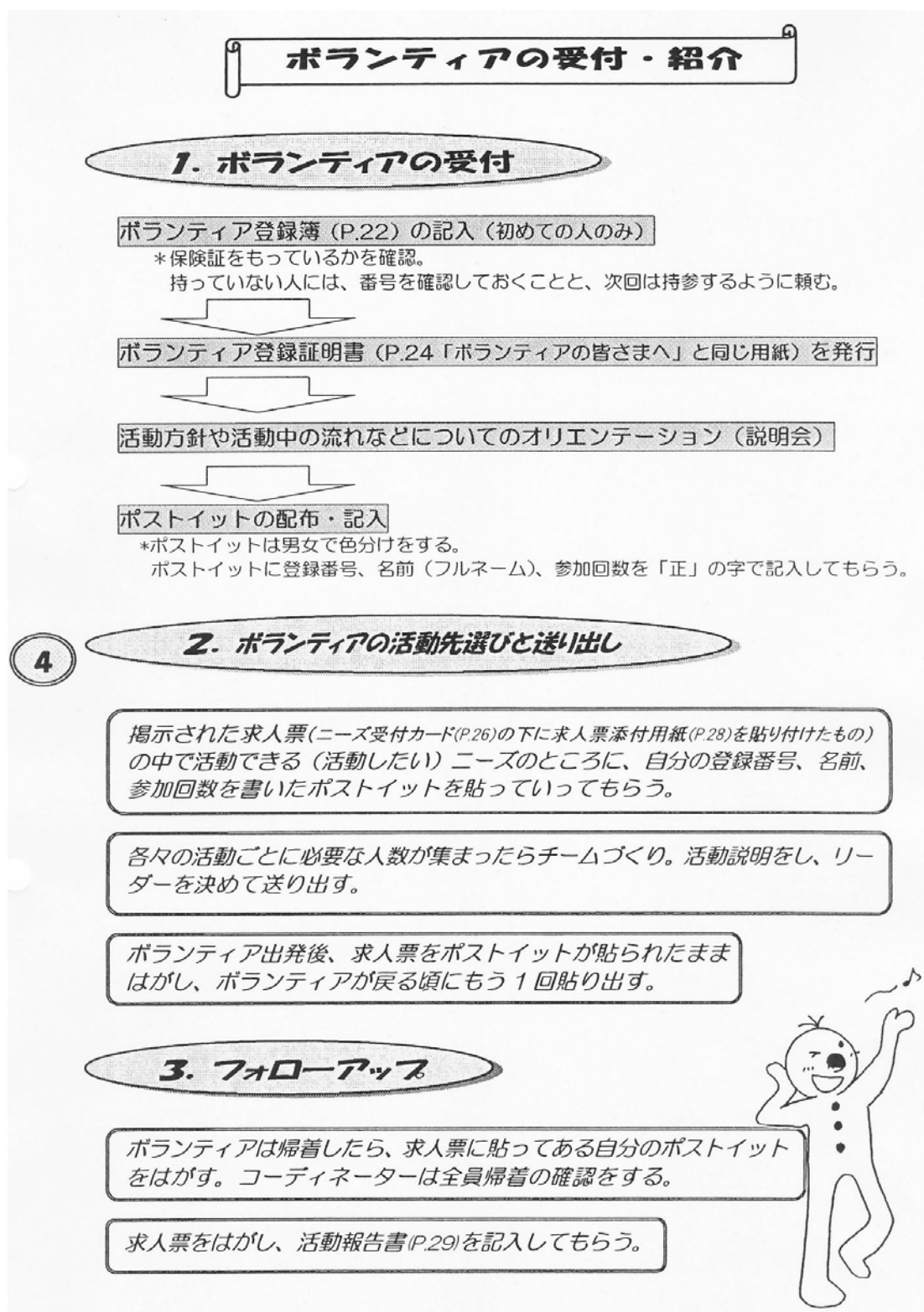
【図 1 1】 想定されるボランティアニーズ例（多治見市 P21）

【ボランティア活動の特徴や内容】

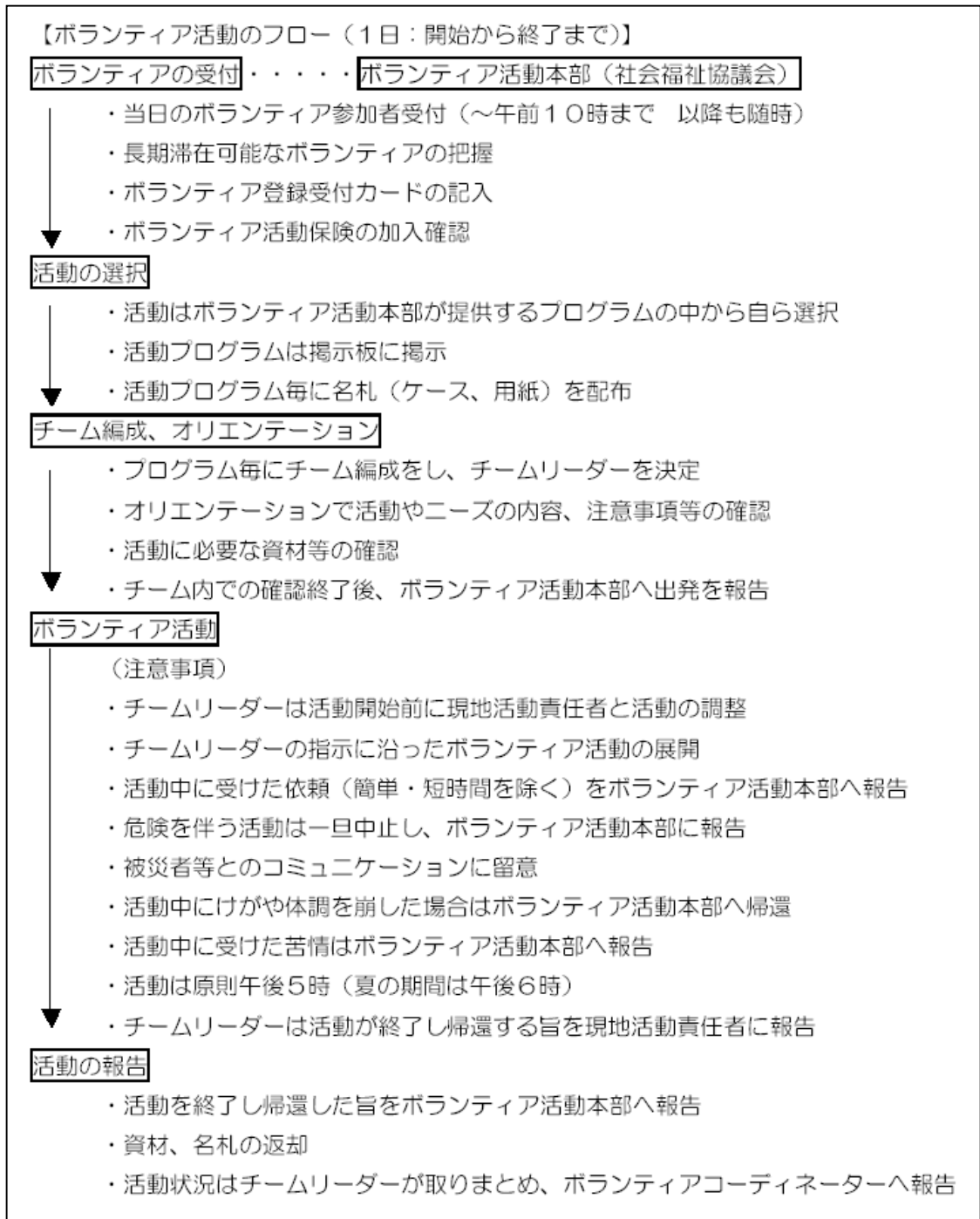
	活動の特徴	想定される活動	ボランティア
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助や避難者の安全確保が最優先 ・災害救助法による活動、市・自主防災組織の活動が中心でボランティア活動は制限 ・情報不足や混乱が想定 ・要援護者の安否確認、安全確認、避難所への誘導 ・避難所での生活開始 ・ボランティア活動本部の立ち上げとボランティア受入れ開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否確認 ・被災者の避難誘導 ・物資の調達、運搬、仕分 ・避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び 等） ・要援護者等への配食、買物 ・屋内外の片付け 	<ul style="list-style-type: none"> 市の活動、災害救助法に基づく活動 自主防災組織、市内ボランティアによる活動
生活支援期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所や地域での被災者の生活支援活動 ・被災者の心身の疲労やストレスを考慮 ・避難所から仮設住宅や自宅へ移動 ・市外からのボランティアの参入 ・ボランティア活動の活発化 ・被災者の心理や生活ニーズに基づいたコーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否確認 ・物資の調達、運搬、仕分 ・避難所の手伝い（炊き出し・洗濯・水運び・入浴・話し相手 等） ・屋内外の片付け、引越し手伝い ・移送、入浴、買物、付き添い等のサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 市外からのボランティア参加と大規模な活動
復興期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅や地域での支援活動 ・緊急一時的な活動から地域に根ざした継続的な活動 ・要援護者等の個別ニーズへの対応 ・ボランティア活動の縮小と市内ボランティアによる活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援 ・話し相手、引越し手伝い ・要援護者の買物、通院付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> 市内ボランティアによる活動

ボランティアコーディネーター

【図12】 ボランティア受付・紹介（横浜 P4）



【図13】 ボランティアの1日の活動フロー（多治見市 P22）



【図14】 ボランティアの1日の活動フロー（高知県 P17）

時 間	内 容	備 考
8 : 0 0	スタッフ集合	スタッフ会議の準備
8 : 1 5	スタッフ会議	それぞれの役割の確認 ニーズ確認 物資の確認 車両の確認 無線の配付 等
8 : 2 5	チームミーティング	それぞれの役割の確認
	求人票貼り出し	
8 : 3 0	ボランティア活動開始 ボランティア受付 ↓ 求人票閲覧 活動希望先の選択 ↓ オリエンテーション ↓ 現場へ出発 ↓ 活動報告	
1 2 : 0 0	各自昼食（随時）	
1 5 : 3 0	翌日の準備開始	各担当チーム決定 受付票集計・ファイリング
1 6 : 3 0	ボランティア活動終了	ボランティア解散
1 7 : 0 0	スタッフ会議	本日の反省 明日に向けて
1 8 : 0 0	後片付け	
1 8 : 3 0	スタッフ解散	

(4) ボランティアの安全・衛生管理

ボランティア活動前の事前対策

【図15】新潟県災害救援ボランティア本部HPより抜粋（地震災害・氷雪災害を想定）

【重要】過敏性肺炎に注意しましょう(04.11.15 16:10)

新潟県・新潟県医師会から家屋の復旧・撤去作業をする方・ボランティアの方に過敏性肺炎に対する警告が発表されています。ボランティアに行く方は以下を読み注意して作業するようにしてください。

1. 過敏性肺炎とは

・カビなどの粉塵(ほこり)の吸入によって起こります。症状は悪寒・発熱・全身倦怠感、筋肉痛、咳、痰、呼吸困難など、かぜ様症状が現れます。

2. 注意することは

カビが生えているような環境での作業、後片付けなどで、ほこりが舞うような作業を行う場合は、以下の事項に注意してください。

1. マスクを着用し、作業をしてください。

2. 十分に換気をしながら作業をしてください。特に密閉された空間での作業は適宜外へ出るなどしてください。

3. 作業終了後4～6時間後に上記症状があらわれた場合は、速やかに医療機関に受診してください。

4. アレルギー体質などの方は、無理しない範囲で作業を行いましょう。

また体力が落ちている時・疲労時は作業を行わないようにしましょう。

【重要】除雪ボランティアをする際はヘルメットの着用を(05.01.14)

中越地方での連日の大雪により、雪かきや雪下ろしなど、除雪ボランティアをすることが多くなってきております。

屋根に上って雪下ろしをする際は、落下の危険があります。また、軒下などでの除雪作業においても、屋根の上の雪が落ちてくる可能性があり、雨が降って雪が重たくなっているため、特に危険な状態となっています。

除雪は危険を伴う作業です。新潟県内の方々は、雪かきや雪下ろしをする際には必ずヘルメットを着用する習慣があります。除雪に出かけられるボランティアの方は、必ずヘルメットを着用するようにしてください。

http://www.nponiigata.jp/jishin/archives/cat_10ueeoeaeie.html

作成主体：新潟県災害救援ボランティア本部、平成16年11月・平成17年1月作成

【図16】岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

作成主体：岩手県、平成12年3月作成

9-(2) 危険な仕事の依頼か、苛酷な重労働かの判断

9-(2)-① 危険な仕事とは、重労働とは

- 消防車やバトカーが監視している状態の現場作業。
- 立ち入り禁止区域での作業。●危険家屋での作業。
- 異臭がたちこめる付近での作業。●屋根に登ってシートをかける作業。
- 傾いた家から家具を運び出す作業。
- 大量の土砂やガレキを撤去する作業。●活動場所が遠隔地にある作業。
- 通過が困難な橋や道路を往来する作業。●深夜に及ぶ作業。
- 悪天候での作業など。

9-(2)-② 危険や苛酷を察知する問い掛け

- 建物は倒れかかっていませんか。●ビルの何階ですか。
- その建物の中には、あなたや家族の人が入ったことがありますか。
- 重さはどれくらいでしょう。●大きさや高さはどれくらいですか。
- 何か匂いのするものですか。●警察や消防の方は残っておられますか。
- 道具を使ってやる仕事ですか。●女性でもできる仕事ですか。
- 一人でやったら何日くらいかかりそうですか。
- 一般の人が立ち入りできますか。

ボランティア活動開始前のオリエンテーションによる対応

【図17】巡回作業に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

1 巡回開始前に

(1) 地図作成

- ※ 効率よく動くために一人が30分～1時間で回れるように災害地域を分担し、数人で一度に地域全体を巡回できるように地図を作成する
- ① 災害地域全体地図を基に地図を分割する
現場の地理に詳しい人と相談しながら分割する
- ② 翌日以降のため、分割した地図は数枚印刷する
- ③ 本日のボランティア活動先をマーカーで明記する
- ④ 場所により特記事項があれば記入する

2 巡回作業開始

(1) ボランティアの活動現場に到着

- ① ボランティア依頼者の確認
ボランティアの依頼どおりに活動者の派遣がされたか確認する。
依頼どおりでないときは、再度要望を聞きセンターと連絡しその場でコーディネートしてもらい、依頼者にコーディネート内容を伝え理解してもらう
- ② 活動現場のボランティア代表者とできる限り話をする
- ③ いくつか質問をする
 - イ 十分休憩をとっているか
休憩を取っていない場合は、すぐ休憩をさせる
 - ロ 体調を崩していないか
調子が良くない人がいれば、すぐセンターに戻るようさせる
又は、巡回集合場所に行ってもらいセンターから迎えにきてもらう
 - ハ けがの確認
応急処置で直るのであれば、その場で処置する
その場での処置が困難と思われる場合はセンターに連絡し、指示をうける
 - ニ 飲料水などの支給
 - ホ 他にボランティア活動用具が必要か確認する

【図18】安全管理に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

(活動基準の例)

ア. 活動時間の管理

原則1時間で休憩15分。日中は、疲労度に応じてさらに休憩をする。昼食時間は1時間取る。一日の作業時間は、昼食や休憩時間を含めて6時間以内を目安とする。

イ. 水分補給の管理

熱射病や脱水症状の予防のため、休憩時に十分水分が補給できるようにする。(※ボランティア自身に持参してもらうと共に、ボランティアセンターにも準備しておく。)

ウ. 住民の仕事とボランティアの仕事の区分

住民が行う作業の補助的役割がボランティアであり、必ず住民も参加して行うことを徹底する。高齢者などの場合は、本人か関係者の立ち会いで作業する。

Point

- ① 被災地の状況にもよりますが、なるべく団体(グループ)で参加してもらうことや、具体的な支援内容を事前に決めておくこと、現地では自己完結的な活動ができるよう準備する(活動器材や食事等を各自で準備)ことなどをあらかじめ伝えておきます。
- ② 不潔な環境での重労働等が主な活動の場合、下記例のような人には、お断りしたり、受付やボランティアセンターでの仕事などの軽作業にまわってもらうことを伝えます。

(不潔な環境での重労働を遠慮してもらう人の基準例)

ア. 70歳以上はお断りする

イ. 65～70歳は軽作業に回ってもらう。

ウ. 「最低血圧が90以下で、かつ最高血圧が140以下」以外の人は、医師に相談してもらう。

エ. 心臓病やケガ、その他病気がある人は、医師に相談してもらう。

【図19】健康チェックカードの例

ボランティアによる除灰作業マニュアル Ver2 より抜粋（火山災害を想定）

作成主体：洙田靖夫氏（日本予防医学リスクマネジメント学会・評議員）、平成12年8月作成

健康チェックカード

氏名	
住所	
電話番号	
緊急時連絡先	
年齢	
ふだんの血圧	/
心臓病	ある ・ ない
治っていないケガ	ある ・ ない
その他の病気	ある（ ） ・ ない
血液型	A ・ B ・ AB ・ O
<p>・除灰作業の重労働に従事される方の健康状態のチェックにご利用いただけます。</p>	
<p>・高血圧の方、心臓病の方、その他病気の方々は、重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。</p>	
<p>・治っていないケガがある場合は、泥水に傷口が触れて化膿するなどの可能性がありますので、医師、看護婦、保健婦に相談してください。重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。この場合、軽作業をお願いすることがあります。</p>	
<p>・作業を行う際、自分の周りの方がぐったりしていたり、へたりこんでいたりしていないか、お互いに注意しましょう。</p>	
<p>・健康チェックで異常がない方でも、作業中、身体の不調がございましたら、直ちに作業を中止し、周りの者に声をかけて下さい。</p>	
<p>・何か、異常やトラブルなどがありましたら、直ちに作業チームのリーダーに報告してください。</p>	

【図20】主要な専門機関への連絡先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

● (5) 専門機関連絡先 (p. 20参照) 《参考：1998『横浜市防災計画』》

区 分		市担当部署	TEL/FAX
医療関係	医 師	衛生局 地域保健課	671-2451/ 663-4469
	看 護 人		671-2466/ 664-6753
福 祉 関 係		福祉局 福祉のまちづくり課	671-2386/ 664-4739
外国語の通訳・翻訳		総務局 国際室	671-2078/ 664-7145
アマチュア無線技士		総務局 災害対策室	671-3453/ 641-1677
応急危険度判定士		建築局 建築指導課	671-2940/ 681-1654

ボランティア活動保険の加入

【図21】 ボランティア保険に関する参考資料（島根県 P34）

II ボランティア活動保険の取扱い

ボランティア活動保険の補償期間（4月1日以降の中途加入の場合）は、加入申込手続きの完了した日の翌日（午前0時）からとなります。

※加入申込手続きの完了した日とは、受け付けた社協が加入申込書の内容を確認後、受付印を押印、掛金を受領したときをいいます。

ただし、社協が掛金の全額を負担する場合は、受付印を押印した時点をいいます。

したがって、原則として、活動に参加する前日までにボランティア活動保険の加入手続きを済ませておく必要があります。

被災地の災害救援ボランティアセンターは受付やコーディネート業務で忙殺されていますので、できれば、事前に活動参加者が居住する各市町村社会福祉協議会で手続きを済ませておくよう、電話等での事前申込時に伝えておきます。

（ボランティア活動保険の加入プラン・補償内容等の概要）※平成13年度時点

保険金の種類		加入プラン・補償金額		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害	死亡保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	後遺障害保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	入院保険金日額	5,900円	8,700円	11,000円
	通院保険金日額	3,800円	5,600円	7,600円
賠償	対人・対物とも 免責（自己負担）	3.5億円 なし	4億円 なし	4.5億円 なし
	掛金 （年間）	基本タイプ A 300円	B 500円	C 700円
	天災タイプ※	天災A 630円	天災B 1,110円	天災C 1,590円

※「天災タイプ」とは、天災（地震・噴火・津波）によるボランティア自身の傷害事故を補償するものです。

（ボランティア活動保険の補償対象となる事故）

傷害 事故	ボランティアが活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○活動中に転んでケガをした。</td> <td rowspan="5">×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など</td> </tr> <tr> <td>○活動中に交通事故によりケガをした。</td> </tr> <tr> <td>○活動中の食中毒事故</td> </tr> <tr> <td>○活動中の特定感染症（O157など）</td> </tr> <tr> <td>○活動中の日射病・熱射病 など</td> </tr> </tbody> </table>	対象	対象外	○活動中に転んでケガをした。	×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など	○活動中に交通事故によりケガをした。	○活動中の食中毒事故	○活動中の特定感染症（O157など）	○活動中の日射病・熱射病 など
対象	対象外								
○活動中に転んでケガをした。	×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛 ※故意による事故 ※無資格、酒酔い運転中の事故 など								
○活動中に交通事故によりケガをした。									
○活動中の食中毒事故									
○活動中の特定感染症（O157など）									
○活動中の日射病・熱射病 など									
賠償 事故	ボランティアがボランティア活動中の偶然の事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合 ※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象 （対象外となる事故の例） ×自動車による対人・対物事故 ×医療行為に関する事故 ×故意に起因する事故 ×配偶者、生計同一者に対する事故 など								

【図2.2】ボランティア保険の紹介

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会の保険。

防災・災害ボランティアも補償。災害プランあり。

加入対象：ボランティア個人またはグループ、NPO法人

掛け金：1人 300円～700円/年度

申込み：市または区の社会福祉協議会。（P.38参照）

問合せ：横浜市社会福祉協議会

☎201-8620 ☎201-1620

横浜市市民活動保険制度

ボランティア活動中の事故に対する横浜市の補償制度。

加入手続き：必要なし/横浜市民対象

（事故発生後は速やかに申請。事故報告書の提出必要。）

防災・災害ボランティアも補償。

問合せ：市民局地域振興課

☎671-2317 ☎664-0734

*各区役所でも受け付けています。

神奈川県ボランティア事故共済

（社）神奈川県青少年協会の補償制度。

防災・災害ボランティアも補償。

掛け金：1人 600円/年度

加入手続き：県青少年協会または社会福祉協議会にて

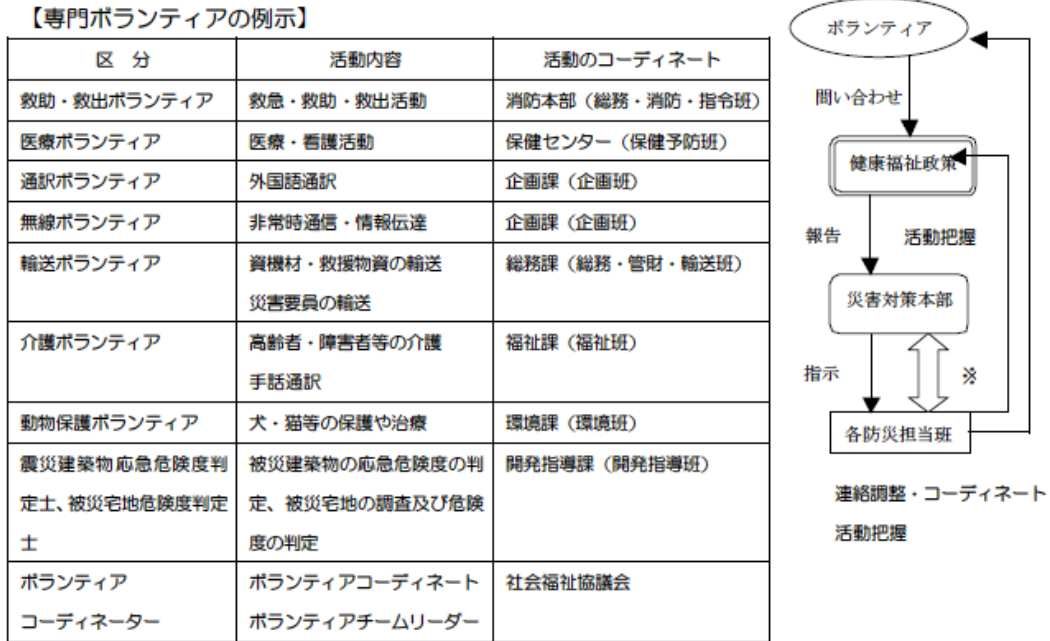
問合せ：（社）神奈川県青少年協会

☎402-0346 ☎402-0362

(5) ヒト・モノ・カネの確保

人材の確保

【図 2 3】 専門ボランティアの例示 (多治見市 P11)



【図24】専門ボランティアの問い合わせ先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

(3) 専門ボランティアの申し出があったら・・・

ここへ連絡！

分類	内容	Tel/Fax
医療	医師	被災状況に応じた、より実地的な活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録を発災後に実施予定。 市衛生局 地域保健課 671-2451/663-4469
	看護人	災害時に医師等と応急医療を行なうため、看護ボランティアの事前登録を行なっている。 県看護協会 263-2901/263-2905 ※市衛生局 地域医療課 671-2466/663-7327
福祉関係	福祉関係のボランティアは、災害時に限らず、高齢化社会において多様なニーズを抱えている。 ボランティア登録は、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会等で受け付けている。 ※P.38 参照	市福祉局 福祉のまちづくり課 671-2386/664-4739
外国語の通訳・翻訳	外国語の通訳・翻訳関係の活動は、平常時から行なわれており、(財)横浜市国際交流協会や国際交流ラウンジ等でボランティア派遣を行なっている。これらの活動を軸に、災害時も連携・協力を図る。 ※P.38 参照	市総務局 国際室 671-2078/664-7145
アマチュア無線技士	横浜市アマチュア無線非常通信協力会と災害時の協力に関する協定を締結。 (社)日本アマチュア無線連盟神奈川県支部との協力による。(活動拠点は県サポートセンター)	市総務局 災害対策室 671-3453/641-1677
応急危険度判定士	被災建築物の使用可否を判定する専門家。神奈川県内の応急危険度判定士登録者数は、平成11年8月現在で、9,560名。災害時の連携・協力を図る。	市建築局 建築指導課 671-2940/681-1654

20

ひとくちメモ

◆応急危険度判定士とは・・・◆

都道府県知事により登録された建築技術者。ヘルメットシールや腕章などで明示され、身分証明として「判定士登録証」を常時携帯している。
被災した建築物が余震等により、倒壊または、落下物を発生させ、人命に危険を及ぼす恐れがあるため、被災後すぐに建築物の調査を行い、使用の可否を判定する。
神奈川県では、県と県内全市町村とで「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を設置しており、「応急危険度判定基準」の整備を進めている。


《参考》応急危険度判定士養成講習会の問合せは・・・⇒ (財)神奈川県建築安全協会
☎212-3599/☎201-2281

【図25】 必要資器材のチェック（横浜 P3）

チェック
●必要資器材のCHECK!!
(参考: 大阪ボランティア協会「月刊ボランティア」1995年3月号)

*** 機材関係 ***

- 被災地域の地図 (全体が見える「道路地図」と個々の家がわかる「住宅地図」の両方)
- コピー機
- 簡易印刷機
- パソコン
- 仮設電話
- FAX (仮設電話との併用でもよい)
- トランシーバー
- 長机、椅子
- ラジオ、テレビ




*** 事務用品関係 ***

- ポストイット (2色以上)
- 基本的な事務用品 (台付きのセロハンテープはがあると便利)
- 乾電池

*** 交通手段関係 ***

- 自転車 (鍵と荷台付き)
- バイク (荷台付き)
- 軽トラック (ホロ付きだと便利)




*** 服装関係 ***

- スタッフの目印 (帽子、ジャンパーなど)
- 腕章 (落ちないように安全ピンを付ける)
- 名札 (宛名印刷用シール、ガムテープ、荷札でもよい)

*** 生活用具関係 ***

- ヘルメット (家財の片づけなどに必要)
- 軍手 (ボランティアの予備用)
- マスク (ほこり防止)
- 工具類
- スコップ、バール、ロープなど
- 救急箱、薬品
- 非常食
- 紙コップ、紙皿 (水が出ない場合は必須)、割りばし
- 宿泊用具
- 暖房器具



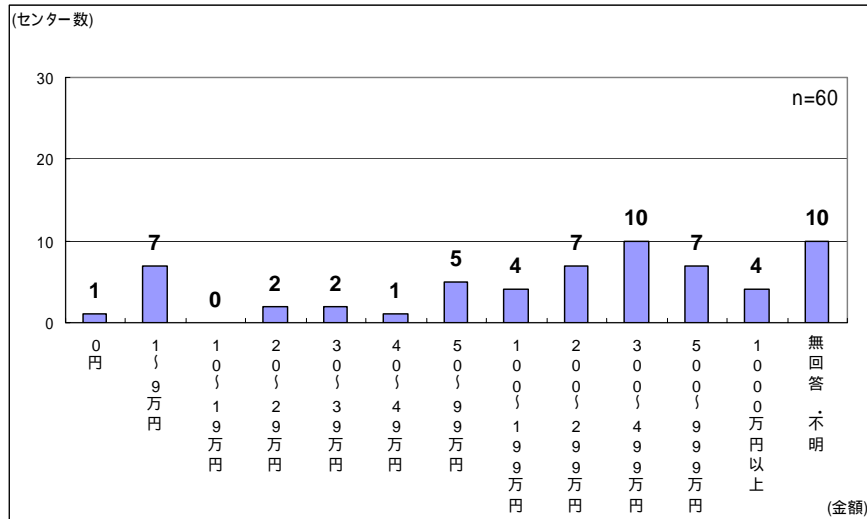
【図26】 救援本部等での備品（石川県 P34）

救援本部等での備品		
関連	内 容	
備品	家電製品	<input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 電池(各種) <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> ドラムコード
	事務機器	<input type="checkbox"/> コピー機 <input type="checkbox"/> 簡易印刷機 <input type="checkbox"/> パソコン式 <input type="checkbox"/> 複写ホワイトボード
	工具類	<input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> シャベル <input type="checkbox"/> ツルハシ <input type="checkbox"/> ボーリング <input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> 電動工具 <input type="checkbox"/> 簡易工具 <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 缶切り <input type="checkbox"/> ひしゃく <input type="checkbox"/> ドラム缶
	個人備品	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 手袋(各種) <input type="checkbox"/> 長靴 <input type="checkbox"/> カッパ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ヤッケ
	事務用品	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> ポストイット <input type="checkbox"/> テープ類(布、クラフト、ビニール) <input type="checkbox"/> 印刷用紙(各種) <input type="checkbox"/> カッター <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> 定規 <input type="checkbox"/> のり <input type="checkbox"/> ボンド <input type="checkbox"/> カッティングボード <input type="checkbox"/> 荷造ひも <input type="checkbox"/> ホッチキス <input type="checkbox"/> クリップ類 <input type="checkbox"/> クリップボード <input type="checkbox"/> 紙ファイル
	通信機器	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> トランシーバー(無線機) <input type="checkbox"/> 携帯電話
	車両等	<input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> リヤカー <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> ミニバイク <input type="checkbox"/> 軽トラック(箱バン)
	その他	<input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> シュラフ <input type="checkbox"/> 応急医薬品 <input type="checkbox"/> ポリタンク <input type="checkbox"/> グラウンドシート <input type="checkbox"/> 地図類
	食料品	<input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 乾パン <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> レトルト食品 <input type="checkbox"/> 缶詰
	救援物資・関連備品	支給品 <input type="checkbox"/> ポリバケツ <input type="checkbox"/> ポリタンク <input type="checkbox"/> 使い捨て食器 <input type="checkbox"/> グラウンドシート <input type="checkbox"/> 携帯コンロ <input type="checkbox"/> ポンベ <input type="checkbox"/> タオル 設置備品 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> ついたて <input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 布団 <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 冷房器具

資金の確保

問2 - 1 災害ボランティアセンターの「初動時の立ち上げ資金」について、調達先と調達金額をお答えください（複数回答）。

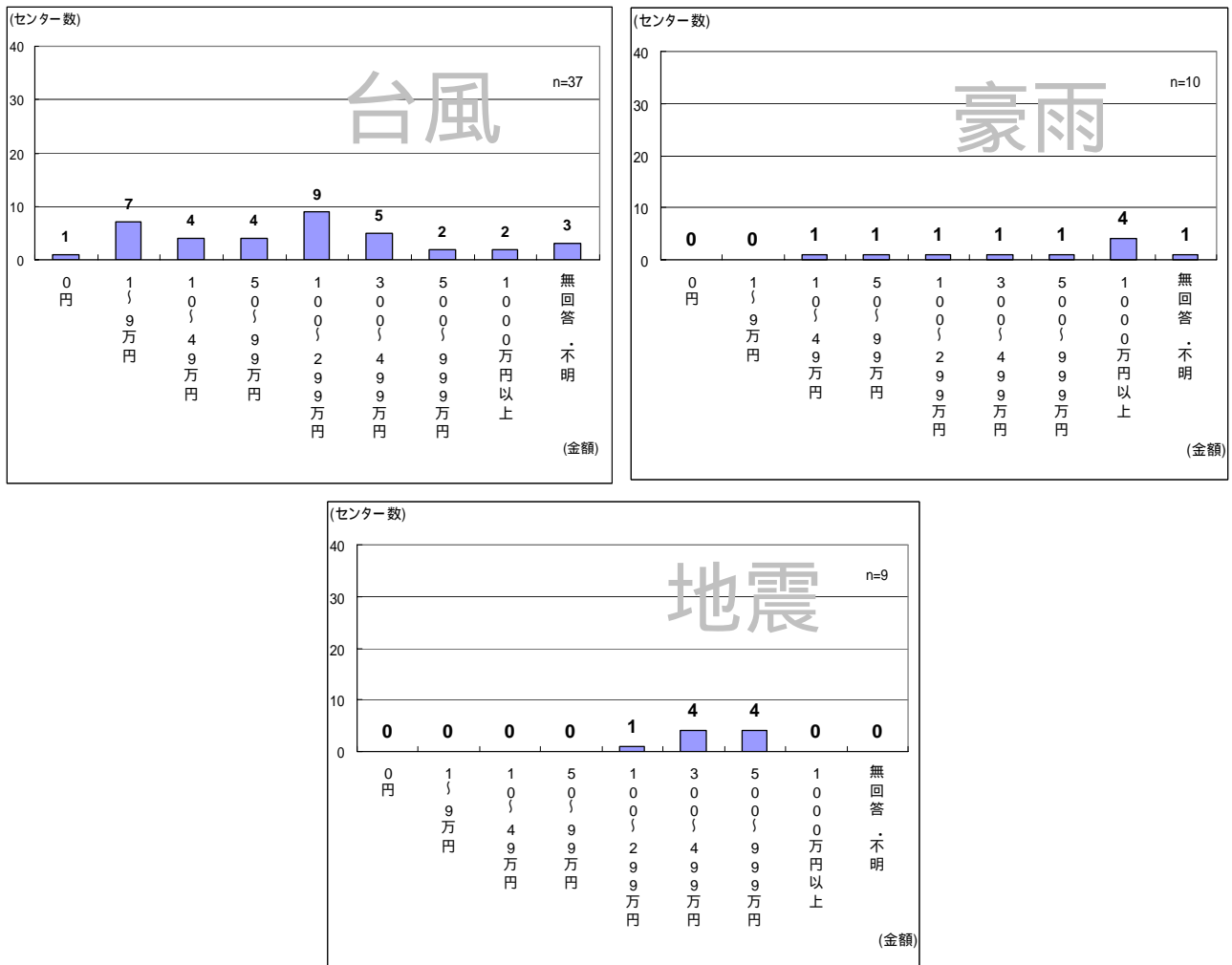
【図27】 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた資金総額



災害の規模や種類にもよるが、センターの運営・設置には50万円以上の資金を使ったとの回答が多い。1000万円以上の資金を使ったセンターは、三條市災害ボランティアセンター、豊岡市水害災害ボランティアセンター、福井市災害ボランティアセンター、新居浜市社協災害ボランティアセンターの4センターとなっている。

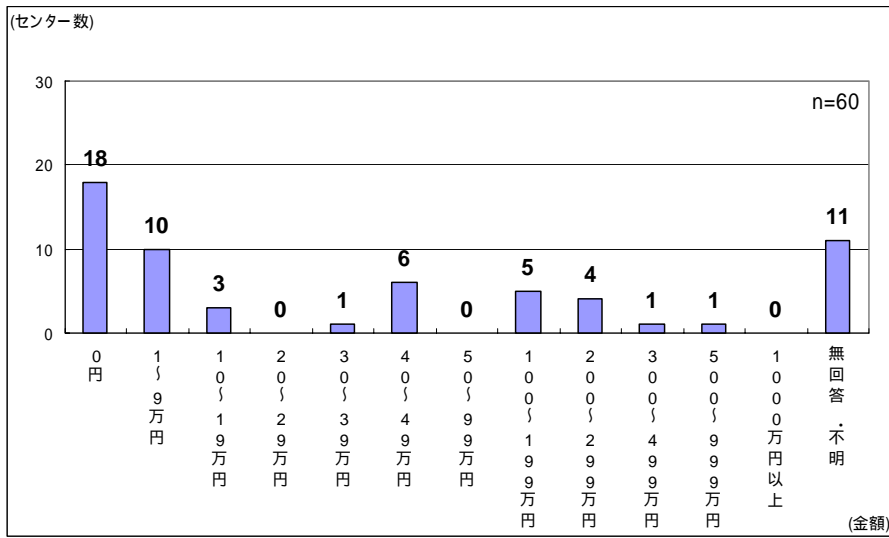
【図28】 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた資金総計

(左：台風、右：豪雨、下：地震)



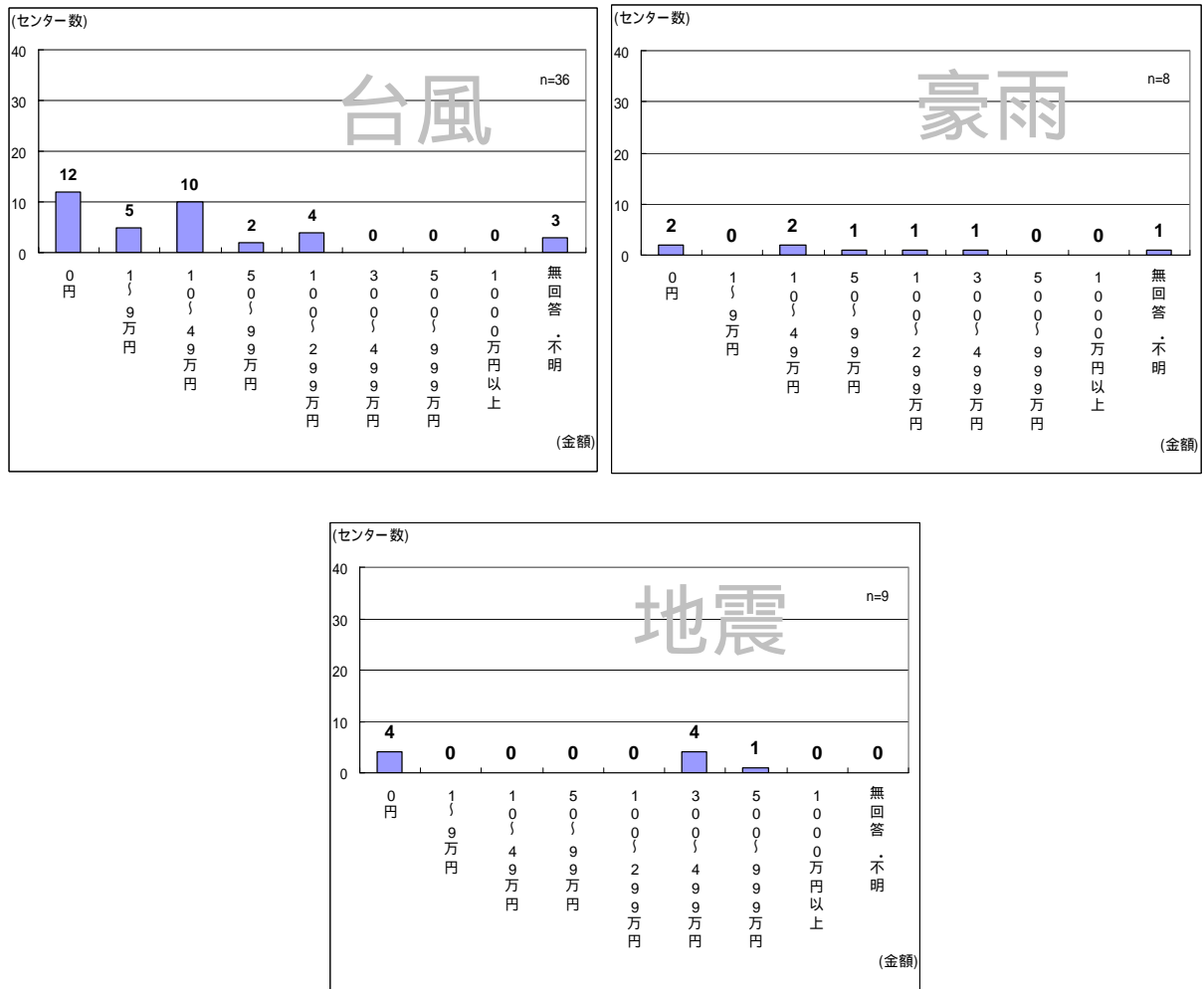
台風によって設置されたセンターの7割程度は、300万円以下の資金で設置・運営がされている。一方、集中豪雨によって設置されたセンターの内、4センターでは1000万円以上の資金を使っており、災害によって資金額に違いがあると言える。

【図29】 災害ボランティアセンターの設置時に使われた資金額



センターの設置時には、18のセンターで資金を使っていない。ほとんど300万以下の金額となっている。

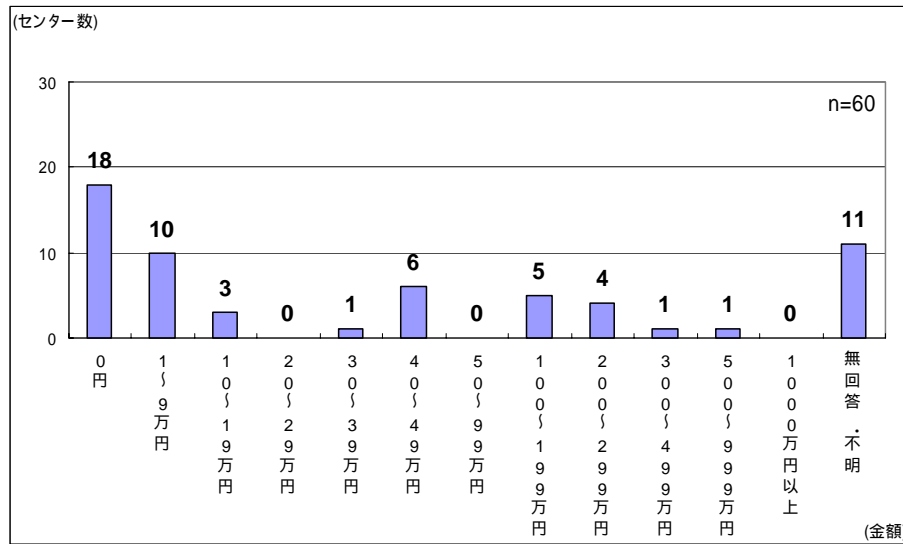
【図30】 災害ボランティアセンターの設置に使われた資金 (左：台風、右：豪雨、下：地震)



災害別に設置に使われた資金を比較したところ、台風によって設置されたセンターでは 300 万円以下の資金となっているが、豪雨、地震災害の場合は 300 万円以上の資金が使われている。

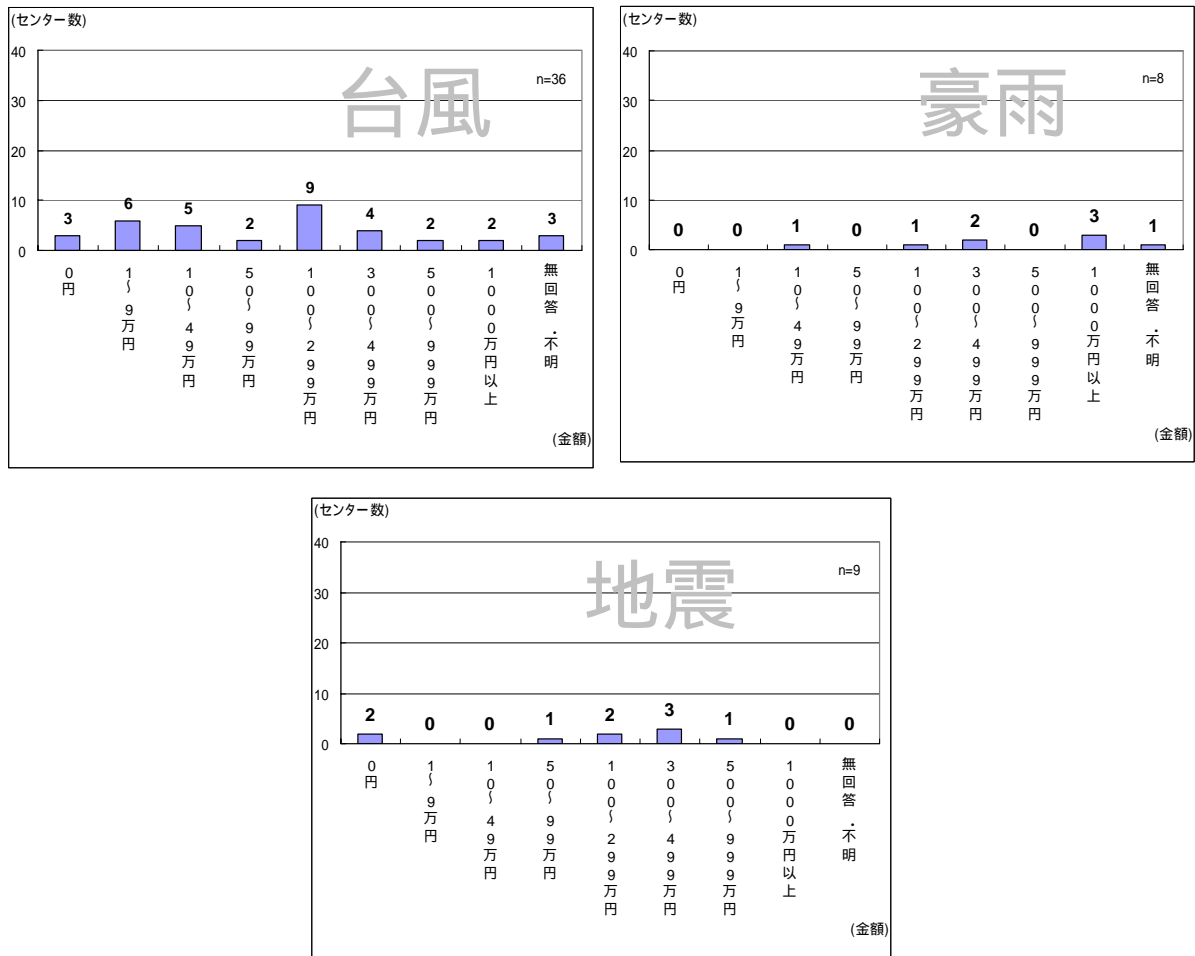
問2 - 2 災害ボランティアセンターの「立ち上げ後の運営資金」について、調達先と調達金額をお答えください（複数回答）。

【図3 1】 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額



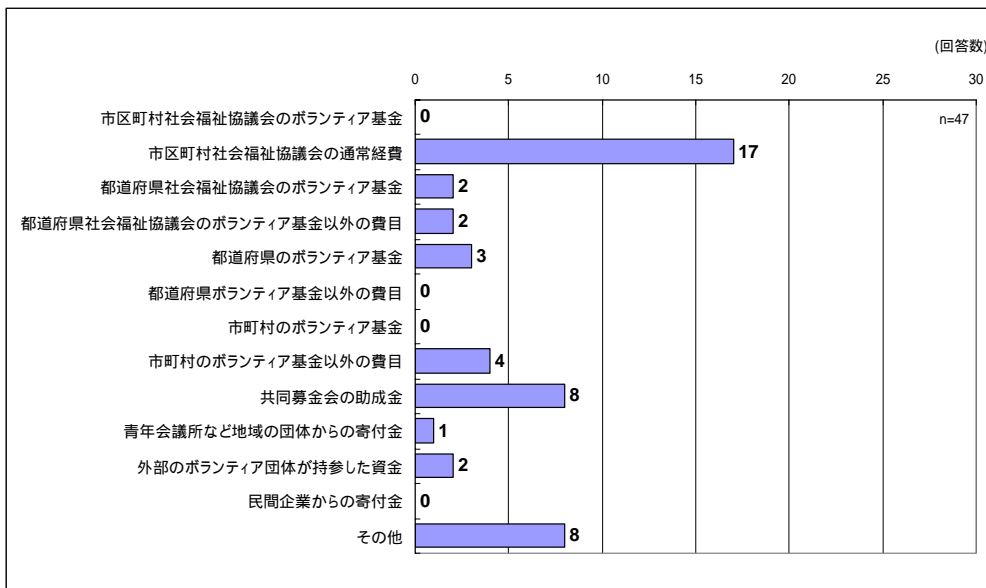
設置時に比べて、「0円」の回答が少なくなっており、全体の7割程度のセンターで50万円以上の資金を使っている。

【図3 2】 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額（左：台風、右：豪雨、下：地震）

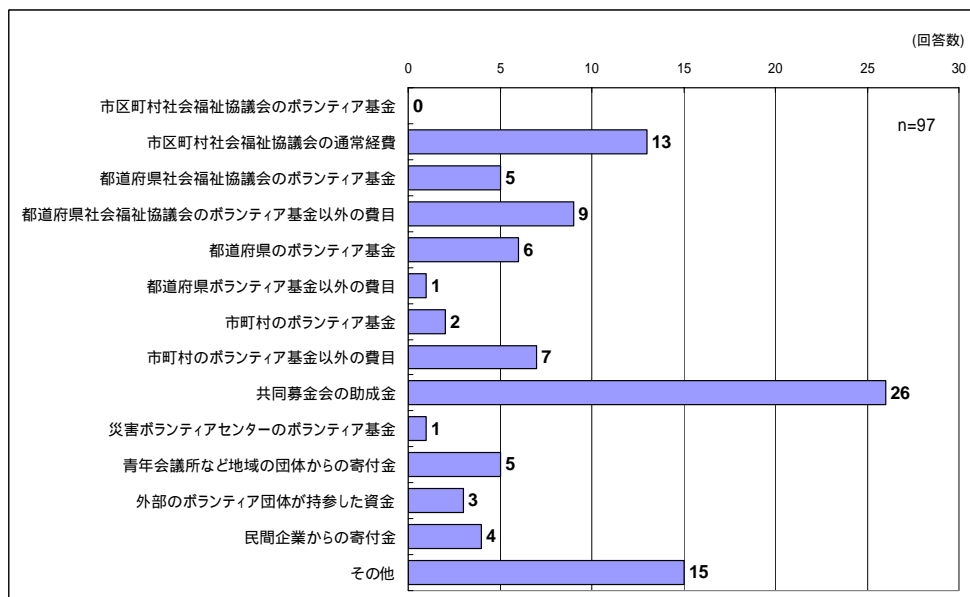


災害別にセンターの運営資金を見たところ、台風災害は、300 万以下の活用が多く、豪雨・地震では 100 万円以上かかっているセンターが多くなっている。

【図33】 設置時の資金調達先



【図34】 運営時の資金調達先

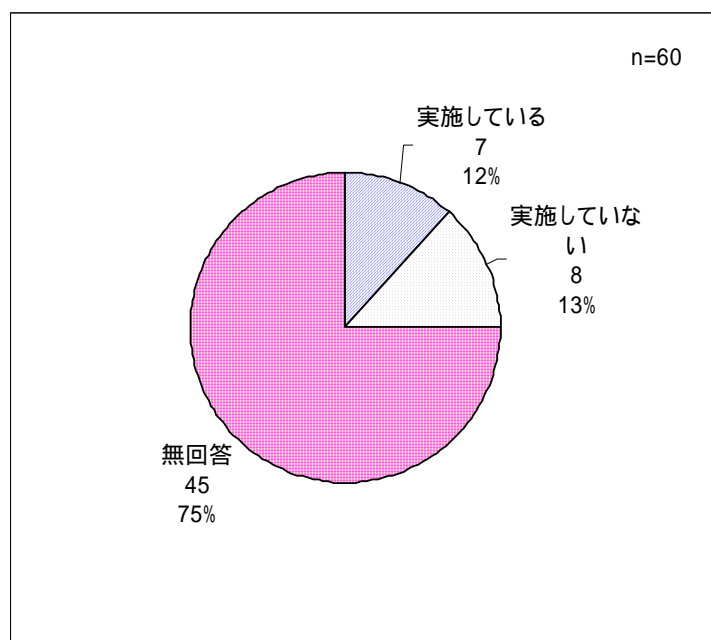


資金の調達先は、設置時は「市区町村社協の通常経費」が多く、運営時には「共同募金会の助成金」を活用したセンターが多い。また、ボランティア基金を活用したセンターは設置時、運営時ともに10程度しかない。

(6) 関係機関との連携

問4 - 1 災害ボランティアセンターが設置された市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受付・配分等を視野に入れて防災訓練を実施している例があれば、連携して訓練している主体名とその概要をお答えください(自由記載)

【図35】 ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施しているセンター



行政とボランティアセンターの平時からの連携について、災害ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施しているセンター(市町村)は1割程度しかなく、ほとんどが無回答であった。

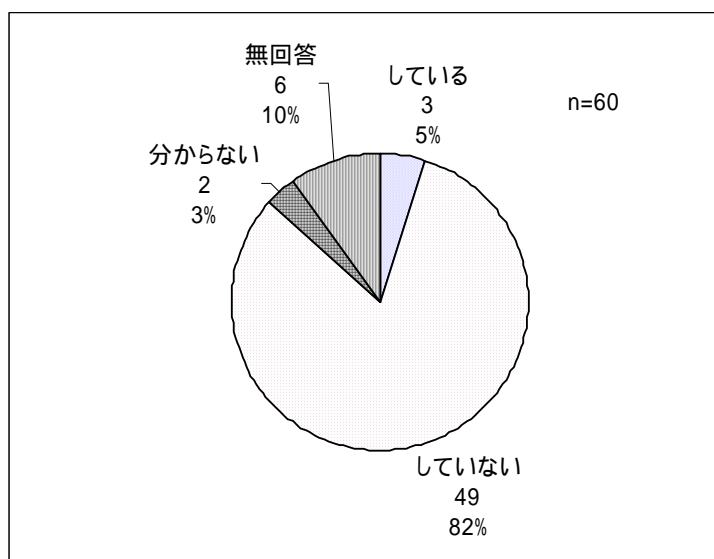
以下、自由記載の内容をまとめた。

- ・福井県が実施する総合防災訓練に際して、民間15団体で構成する「福井県災害ボランティアセンター連絡会」で災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する訓練を実施している。
- ・ボランティアセンター設置訓練というものはあるが、具体性がなく、名目だけの訓練。NPO法人コミュニティ飛騨の参画で、「DIG」が昨年度、実施された。
- ・災害ボランティアセンターの役割と機能、センター受付模擬練習
- ・毎年行われる市の防災訓練において、日赤奉仕団による炊き出し訓練がメニューに組み込まれているが災害ボラセン設置やボランティア受付などの訓練はない。
- ・毎年地震災害を想定して、関係機関と合同で訓練しているが、ボランティアセンター設置を視野に入れての訓練はされていない。

- ・地震を想定して年に2回
- ・次(の災害)への備えとして、市においては、1999年(平成11年)6月29日の広島県西部豪雨水害の際に、救援活動を目的として設置した「水害ボランティアセンター」の活動終了・解散後、有志が集まり、中心とした今後の災害に対応するため民間ボランティア団体「災害ボランティアセンター「大きな和」」を設立している。災害ボランティアセンター「大きな和」会員は、各個人が得意とする分野・仕事において能力を高めるよう努力をしており、「大きな和」の組織としても東海豪雨水害や鳥取県西部地震、高地県西部豪雨水害、岐阜県水害、熊本県水俣水害、新潟県三条・中之島水害、愛媛県新居浜水害、岡山県玉野水害、兵庫県豊岡水害、新潟県中越地震に会員を派遣するなど活動(災害ボランティアセンター設立、運営ノウハウの提供、被災地の地域性をコミュニティワークの展開)を展開している。また、一例ではあるが、先の高知県豪雨水害の際、市内のボランティアを中心としたセンターと市社会福祉協議会と市行政で研修を実施した。具体的には、芸予地震以降、設立した市行政の災害基金を利用して大型バスを貸し切り、ボランティアを乗せて現地へ向かった(延べ100名)これらの参加者についても災害ボランティアセンターの各セクションでリーダー的役割(核)を担う力量を備えた人たちを選出している。

問4-2 防災を目的とした、自治体とボランティア団体等との連携の場(協議会等)を設置されていますか。設置されている場合、その構成員と事務局となる主体をお答えください。

【図36】 防災を目的とした自治体とボランティア団体等との連携の場の設置の有無



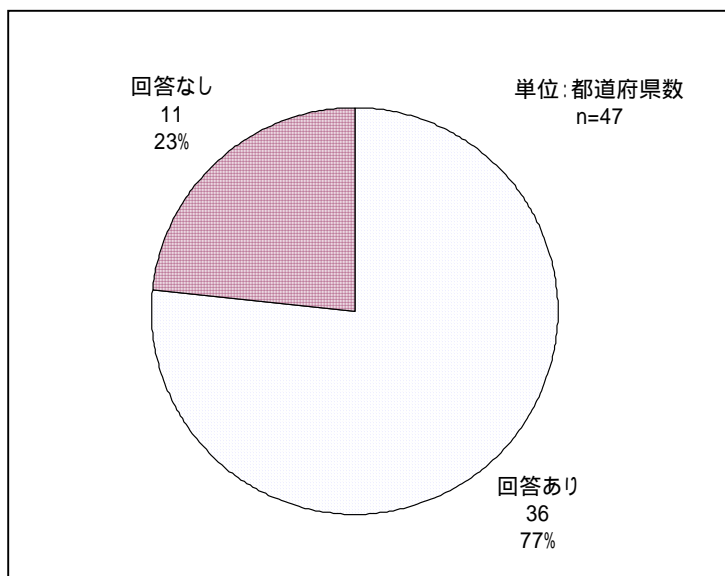
協議会などの行政とボランティアの連携の場づくりは、8割のセンター(市町村)で行われていない。

以下、自由記載の内容をまとめた。

- ・ 平成 17 年 1 月 23 日社会福祉協議会、日本赤十字社県支部、県ボランティア・NPOネットワーク、市民活動応援団の 4 団体で「某県災害ボランティア協議会」設立。現在、参加団体募集中。行政はオブザーバーとして参加予定
- ・ 市役所と社会福祉協議会
- ・ 市、市内のNPO法人、市外でボランティアセンター運営にかかわったNPO法人

問4 - 1 貴自治体の防災訓練において、災害時における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受付・配分等を視野に入れて実施している例があれば、その概要や連携している主体の名称等をお答えください（自由記載）。

【図37】 行政とボランティアの平時からの連携について



以下、訓練についての自由記載をまとめた。

【表1】 行政とボランティアの平時からの連携一覧（自由記載の内容）

都道府県	事例概要・連携団体名等
青森県	社会福祉法人青森社会福祉協議会が主体となり、青森県総合防災訓練において災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア受付訓練を行った。
岩手県	岩手県が主催する防災訓練においては、県社会福祉協議会等を通じてボランティアセンターを開設し、ボランティアの受け入れを行う訓練を実施している（連携主体：県社会福祉協議会、地元社会福祉協議会、日赤県支部、地元NPO等）

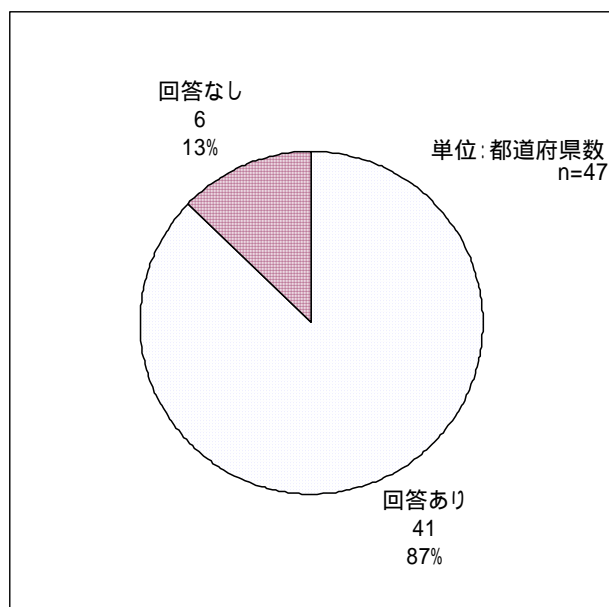
宮城県	平成 16 年 9 月 1 日実施
秋田県	県と県社会福祉協議会の共催で、「災害ボランティアコーディネーター養成研修」を実施。災害ボランティアセンターの運営とコーディネーターの業務。災害ボランティアセンター立ち上げシミュレーション訓練。図上訓練「DIG」の実施。
山形県	生協、社会福祉協議会、福祉課が連携し、ボランティア受付訓練を行っている。
栃木県	県社会福祉協議会と訓練開催地の市社会福祉協議会とボランティア連絡協議会等により、災害救援ボランティア活動を展開するうえでの拠点を開設する、「ボランティア活動拠点運営訓練」を実施している。
埼玉県	防災フェアへの出展
千葉県	八都県市合同防災訓練・千葉会場において、ボランティアセンターの開設・運営訓練を実施した。協力機関は、浦安市社会福祉協議会、日赤千葉県支部、千葉レスキューサポートバイクであった。
東京都	東京ボランティア・市民活動センターを窓口にし、東京災害ボランティアネットワークが各防災訓練などに参加している。
神奈川県	災害救援ボランティア支援センターの開設運営訓練（平成 16 年度）・・・県は、神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチームと連携し、災害救援ボランティア支援センターを設置し、ボランティアを対象とした場の提供、情報の提供等の支援を実施。 藤沢災害救援ボランティアセンターの開設運営訓練（平成 16 年度）・・・藤沢災害救援ボランティアネットワークを中心として防災ボランティアセンターを設置し、各ボランティア等の受け入れ、調整、派遣等を実施。
新潟県	平成 16 年 7 月「7.13 豪雨災害」10 月「新潟県中越大震災」において「新潟災害救護ボランティア本部」を設置した。本部の構成は新潟県社会福祉協議会を主体に日本赤十字社新潟支部、新潟県共同募金会、NPO、県（県民生活課、福祉保健課）で構成。
富山県	県総合防災訓練において、ボランティア受入窓口の設置訓練（受入窓口の設置、申し出受付、申出状況の対策本部への報告、対策本部からの指示を受け、ボランティアに対応を通知）を実施し、市町村の担当部局や社会福祉協議会及び県社会福祉協議会ボランティアセンターと連携している。
石川県	毎年実施している市町村と共催の県防災総合訓練において、災害ボランティア受付窓口設置訓練を日本赤十字社県支部及び市町村社会福祉協議会が主体となって適宜、実施している。
福井県	福井県総合防災訓練において、15 の民間団体で構成する「福井県災害ボランティアセンター連絡会（事務局：福井県）」によりボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する訓練を実施している。
山梨県	山形県地震防災訓練で、社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアの受け入れ及び派遣訓練を実施
長野県	県社会福祉協議会が中心となって、本年度、センターの立ち上げ訓練を行った。

岐阜県	県総合防災訓練（ロールプレイング式訓練）に県内NPO法人が参画。ボランティアセンターの開設、ボランティアの受付。検査以外対策本部との連絡調整
静岡県	ボランティア、県、市町村、社会福祉協議会等の関係者が参加したボランティア本部の立ち上げ・運営訓練を、県内9ヶ所で実施（NPO 法人静岡県ボランティア協会に委託）。9月1日の総合防災訓練や1月17日の大規模図上訓練において、ボランティア本部の立ち上げや情報伝達訓練を実施。
愛知県	愛知県総合防災訓練。広域ボランティア支援本部立ち上げ運営訓練
三重県	平成11年度に三重県が主催し、県・学識者・市民有識者によって構成された「防災ボランティアコーディネーター養成検討委員会」の提言を受けて、平成13年度から「三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会」がボランティアコーディネーター養成講座を実施している。
滋賀県	発災時は県庁舎内に災害ボランティアセンターを設置することになっているので、滋賀県総合防災訓練でセンター開設の訓練も行っている
京都府	京都府総合防災訓練においては（福）京都府社会福祉協議会と開催地市町村社会福祉協議会が主体となって「災害ボランティアセンター設置・運用訓練」及び「物資の仕分け・配給訓練」を行っており、災害ボランティアの登録・受付や災害者への非常食の配布などの訓練を実施している。
島根県	平成16年2月の震災シミュレーション訓練時にボランティア担当課が窓口を設置し、訓練を実施。
岡山県	毎年開催している総合防災訓練において、災害ボランティアコーディネーターの育成講座の一つとして災害ボランティアセンターの設置訓練などを行っている。また、頭上訓練で災害ボランティアの募集などについて、市町村、市町村社会福祉協議会などと連携し情報伝達訓練を行っていた。
広島県	防災訓練に取り入れるよう検討していきたい
山口県	山口県レスキューバイクネットワーク 物資の搬送。山口県ボランティアセンター（山口県社会福祉協議会） 災害ボランティアセンターの設置。防災ネットワーク・うべ 災害パネルの展示・災害図上訓練の紹介。山口県被災建築物等危険度判定協議会（危険判定士） 建築物の危険度判定。
徳島県	徳島県総合防災訓練において災害救護ボランティアセンター設置、訓練などを実施。徳島県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会と連携し災害救護ボランティアセンター設置、災害救護ボランティアの受付、マッチングなど一連の活動について訓練を実施する。また、避難所での非常食糧配布など、支援活動について訓練を実施する。
香川県	総合防災訓練の中で、赤十字防災ボランティアによる避難所開設や応急救護所での応急処置を実施している
愛媛県	地元市町村、ボランティア団体などにより、ボランティア受け入れ調整訓練を実施。テント

	を設営してボランティア受け入れ窓口を設置すると共に、支援物資の避難所への搬送作業を行った（H15年度。H16年度は台風の影響により防災訓練中止）。
福岡県	平成17年総合防災訓練において、現地ボランティアセンターの設置・運営訓練を連絡会および市町村社会福祉協議会で実施する予定。
熊本県	関係機関で検討会議を設置し、今後内容について検討する予定。
大分県	大分県総合防災訓練において、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施（平成16年度は台風で中止）
宮崎県	現在実施していませんが、平成17年度以降で組み入れる予定。
鹿児島県	訓練種目の一つとして、「県社会福祉協議会ボランティアセンター」が主体となって取り組んでいるが、行政との連携訓練は実施していない。
沖縄県	今後の防災訓練において開催地の高校生などに災害ボランティアを登録してもらい訓練にも参加してもらった

問4 - 2 貴自治体と地元ボランティア団体等との間で、協議会や研究会・講座などを行うなど、平時からの連携が行われている場合、どのような形態で連携しているのかをお答えください（自由記載）。

【図38】 自治体とボランティア団体で連携した協議会・研究会講座の有無



以下、自由記載の内容をまとめた。

【表2】 行政とボランティアの平時からの連携状況

都道府県	連携状況についての自由記述
青森県	防災安全地方研修会（財団法人消防科学総合センターとの共催）及び、災害ボランティアコーディネーター養成研修会（社団法人青森県社会福祉協議会との共催）へ参加していただいている。
宮城県	県、県社会福祉協議会等の3者で覚書を締結。
秋田県	秋田県災害ボランティア連絡会議を設置し、活動に係る諸課題や訓練のあり方等について検討を行っている。
山形県	連絡会議を開催し、情報交換を行っている。
福島県	福島県災害ボランティア連絡協議会を開催
栃木県	栃木県災害ボランティアに登録している団体、個人を会員として「栃木県災害ボランティア連絡協議会」を設置し、必要に応じて、月に1回程度、協議会を開催することとしている。事務局を県社会福祉協議会、県は事務局を支援する。また、県は県が実施する防災に関する研修会、講習会に登録したボランティアを招致するなど支援を行っている。
群馬県	関係団体と連携して群馬県災害救援ボランティア連絡会議を設置している。県主催の災害ボランティア普及啓発事業の実施（NPOへ委託する場合もあり）。
埼玉県	県、県社会福祉協議会、生協、埼労連、NPO団体、ボランティアが年2回の情報交換を行っている。
千葉県	本県では、災害救援ボランティア推進委員会が実施している「災害救援ボランティア講座」に講師を派遣するなど、その開催を支援しているところである。
東京都	東京ボランティア・市民活動センターと定期的な会合を開いている
神奈川県	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置訓練を災害救援ボランティア団体と連携して実施。災害救援ボランティアコーディネーター養成講座を災害救援ボランティア団体と連携して開催。
新潟県	現在、平時時からの連携とネットワーク化を図ることを目的とした「新潟県災害救護ボランティア活動連絡会議（仮称）」の設置を検討している
富山県	県及びボランティア関係機関・団体（県社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部等）からなる災害救援ボランティア連絡会を設置し、平時からの情報交換及び会議の開催などを行っている。
石川県	一般県民を対象とした「災害ボランティア育成講座」を県内3会場で実施している。その業務を県内のNPO団体（石川災害ボランティアネットワーク）に委託して開催するなど、日頃より連携を取っている。

福井県	平成 16 年度 災害ボランティア活動に関する情報交換等のため年 3 回「福井県災害ボランティアセンター連絡会」を開催した。 県内 2 箇所、災害ボランティア活動に関するブロック別研修会を実施した。(内容：講演会及びボランティアセンター立ち上げ及び運営シミュレーション) 災害ボランティアリーダー養成のための研修会を実施する予定である。(3月12日、13日)
山梨県	県主催ではないが県内の有志によるボランティア団体及び個人が集い情報交換を行う場に出席(山梨県災害ボランティア連絡会議)災害ボランティア育成講座を日赤山梨支部との共催、県社会福祉協議会、県ボランティア協会の協力のもと実施。
長野県	平成 13 年度に長野県災害ボランティア連絡会を発足させた。
岐阜県	災害ボランティア育成講座については、企画運営を隣接県に依頼している。
静岡県	ボランティア団体の意見交換会や研修会等への職員派遣。他県の被災地に県内ボランティア団体が赴く場合における、交通規制等の情報提供及び災害救助従事車両の認定。災害ボランティア関連事業の企画・検討の際の会議。災害ボランティアコーディネーターの養成(平成 8~14 年度、NPO 法人静岡県ボランティア協会に委託 819 名養成)
愛知県	「防災のための愛知県ボランティア連絡会」災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために平常時からの顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図る事を目的として、ボランティア団体等と愛知県は「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を設置している。会議を年 4 回開催。
三重県	平成 11 年度に三重県が主催し、県・学識者・市民有識者によって構成された「防災ボランティアコーディネーター養成検討委員会」の提言を受けて、平成 13 年度から「三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会」によりボランティアコーディネーター養成講座を実施している。
滋賀県	県内に災害ボランティアのネットワークを構築するために、県内のボランティア・NPO と県社会福祉協議会、県担当者がフォーラム・会合を開催している。
京都府	専門ボランティア：別紙の通り「京都府災害救護専門ボランティア登録制度」「京都府災害ボランティア運営協議会」運用・設置し、防災講演会の開催、ニュースレターの発行を行っている。
奈良県	県主催で、県及び市町村職員と県内ボランティア・NPO 等が参加する意見交換会を実施(H16 年度は 2 回開催)
和歌山県	防災ボランティア・コーディネーター研修を毎年 1 回行っているほか、県防災総合訓練への参加等で連携している。
鳥取県	県補助事業により県社会福祉協議会がボランティア団体との協議会やリーダー育成などの研究会を実施。
島根県	情報交換の場を設ける予定。

岡山県	災害ボランティアコーディネーターの育成講座へのプレイベントとして地元ボランティア団体等にも呼びかけセミナーを開催した。
広島県	組織を整備する方向で検討していきたい。
山口県	研修、情報交換会を開催。
徳島県	災害ボランティア、災害ボランティア活動を理解するための講習会、研究会を実施。実際にボランティア活動に携わるものによる、災害ボランティア活動報告会を随時実施
香川県	平成16年度は、県事業である「防災・災害復旧支援研究事業部会」の中で関係団体と協議し、平成17年度1月22日～23日には「防災ボランティアのつどい」を協働で開催したところである。このつどいの中で、関係団体によって「香川県災害ボランティア協議会」が設立されたことから、今後は、この協議会と連携して、マニュアルの作成など災害ボランティアに関する支援を行っていく予定。
愛媛県	災害に特化したものではないが、県社会福祉協議会においてボランティア個人を対象としたボランティアリーダー、ボランティアコーディネーター等の講習を実施している（国と県の補助事業）。
福岡県	福岡県災害ボランティア連絡会を発足し、連絡会で研修会および講演会など講師を招き実施し、また、交流会なども開催し、日頃からの連携を大切にしている。
佐賀県	毎年度、県社会福祉協議会が行政、ボランティア団体、その関係機関で構成される佐賀県ボランティア運営委員会を開催。平成16年度に県社会福祉協議会が災害救護ボランティアセミナーを開催。
長崎県	財団法人県民ボランティア振興基金に災害ボランティアネットワーク研究会を設置。県危機管理・消防防災課、県社会福祉協議会ボランティア振興課。災害支援NPOなどをメンバーとし、基金を活用した災害ボランティア支援などについて検討している。
熊本県	大分県総合防災訓練において、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施（平成16年度は台風で中止）
大分県	災害ボランティアの募集、登録や災害ボランティアの基礎的研修の企画・実施、災害ボランティアコーディネーター養成の研修の企画、実施等を行う大分県災害ボランティア運営委員会（県社会福祉協議会内）に対し、県が補助を行っている。
宮崎県	平成17年度に、防災ボランティア連絡協議会を設立し、連携を図る予定。
沖縄県	ボランティア団体の活動報告会に参加し意見交換を行っている